



# 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に 係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

## 1 使用目的

この申出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日前に、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第 60 条の 2 第 10 項及び第 153 条の 2 第 3 項《国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》の規定を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

## 2 記載要領等

### (1) 「納税者（代表者）」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

### (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

### (3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

### (4) 「適用条文（※）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項

### (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

### (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

### (7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。